

見守りや声かけを行えば可能と判断できる場合をいう。

「3. 一部介助」

(ア) 湯を沸かす、お湯を注ぐ、食材を切る、煮る、炒めるなどの直接的な援助が部分的に必要な場合をいう。

(イ) 普段の家事全般について比較的できており、果物をむいたり、お湯を沸かす、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘察した場合、直接的な援助を部分的に行えば可能と判断できる場合をいう。

「4. 全介助」

(ア) 調理に関わる一連の行為の全てにわたり、日常的に直接的な援助が必要な場合をいう。

## 13-2 手の込んだ食事の調理（献立を含む）

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

### 項目の定義

手の込んだ食事の調理に関する一連の行為について評価する。

手の込んだ食事とは、自分自身の食事あるいは、同居家族との食事などで多種の食材を含む食事をいう。

ここにいう一連の行為とは、献立、献立に必要な食材の準備、調理、および後片付けまでをいう。

自立生活目的や訓練目的で調理を行っている場合を含める。

### 調査上の留意点

手の込んだ食事の調理について、献立をたて、調理し後片付けする一連の行為をいう。

手の込んだ調理とは、多数の食材の準備や加工を指す。

一連の行為に配下膳は、含まれない。

食材の準備は、食材を洗う、切るなどを指す。

食材の準備に買い物は含まれない。

普段行っていない場合は、日頃の生活状況を家族から聞き取ったり、本人の他の家事の状況などを勘案して総合的に判断した状況を「特記事項」に記載する。

### 選択肢の判断基準

能力的にはできていても実際にしていない場合は状況に応じて判断し、状況の説明、判断の理由を特記事項に付記する。ある程度の継続性があると判断される場合を「できる」とする。

#### 「1. できる」

(ア) 一人でできる場合をいう。

(イ) 普段の家事全般についてできており、果物をむいたり、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘案した場合、手の込んだ調理が一通り可能と判断できる場合をいう。

(ウ) 三食のうち一食でも自分で調理が可能と判断できる場合をいう。

(エ) 時間はかかるが日常的に手の込んだ調理を行っている場合をいう。

#### 「2. 見守り」

(ア) 見守りや簡単な指示が必要である場合をいう。

(イ) 普段の家事全般について比較的できており、果物をむいたり、お湯を沸かす、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘案した場合、見守

りや声かけを行えば可能と判断できる場合をいう。

「3. 一部介助」

(ア) 食材を切る、煮る、炒めるなどの直接的な援助が部分的に必要な場合をいう。

(イ) 支援・介助を受けながらも、複数の準備や加工を行える場合をいう。

(ウ) 普段の家事全般について比較的できており、果物をむいたり、お湯を沸かす、お茶やコーヒーなどを出したりする能力等を勘案した場合、直接的な援助を部分的に行えば可能と判断できる場合をいう。

「4. 全介助」

(ア) 手の込んだ調理に関する一連の行為の全てにわたり、指示や直接的な援助が必要な場合をいう。

### 13-3 衣服の洗濯と乾燥

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

#### 項目の定義

洗濯に関する一連の行為について評価する。

自分の洗濯物に関連した一連の行為を指す。

ここにいう一連の行為とは、洗濯物を洗濯機に入れる、洗濯機の操作を行う、洗剤を準備する、洗濯物を干す・乾かす、洗濯物を取り込む、洗濯物をたたむ、洗濯物を片付けるまでをいう。

#### 調査上の留意点

- ① 洗濯、乾燥、衣類などを整理し片付ける一連の行為をいう。
- ② 通常の日常生活において行っている洗濯をいう。
- ④ 乾燥機つき洗濯機を利用している場合もいう。
- ③ アイロンかけは含まない。
- ④ クリーニングの利用は含まない。
- ⑤ 普段行っていない場合は、日常生活状況を家族などから聞き取ったり、本人の他の家事の状況などを勘案して総合的に判断する。この場合、判断した状況を「特記事項」に記載する。

#### 選択肢の判断基準

能力的にはできても実際にしていない場合は状況に応じて判断し、状況の説明、判断の理由を特記事項に付記する。ある程度の継続性があると判断される場合を「できる」とする。

##### 「1. できる」

(ア) 一人でできる場合をいう。

(イ) 対象者の普段着ている衣類などから判断した場合、清潔な衣類をきており、衣類などがよく整理されているなど、洗濯が一通り可能と判断できる場合をいう。

##### 「2. 見守り」

(ア) 見守りや簡単な指示が必要な場合をいう。

(イ) 対象者の普段着ている衣類などから判断した場合、ほとんどの場合清潔な衣類を着ており、衣類等が相当程度整理されているなど、見守りや声かけがあれば洗濯が一通り可能と判断できる場合をいう。

##### 「3. 一部介助」

(ア) 洗濯機からの出し入れや干すなどの洗濯に関わるプロセスの一部に直接的な援助を必要とする場合をいう。

(イ) 対象者の普段着ている衣類などから判断した場合、比較的清潔な衣類を着ており、衣類等が不十分なところもあるが比較的整理されているなど、直接的な援助が部分的に行われれば洗濯が一通り可能と判断できる場合をいう。

(ウ) 特定の衣類に限り洗濯可能な場合をいう。

「4. 全介助」

(ア) 洗濯に関する一連の行為の全てにわたり直接的な援助が必要な場合をいう。

#### 13-4 食事の準備と後片付け

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

##### 項目の定義

食事の際の配膳・下膳に関する一連の行為ができるかどうかを評価する。

ここにいう一連の行為とは、盛り付け、配膳、下膳、食器洗い、食後の後片付けまでをいう。

##### 調査上の留意点

- ① 配下膳の運搬が一人でできるかどうかをみる。
- ② 普段行っていない場合は、日頃の生活状況を家族などから聞き取ったり、本人の他の家事の状況などを勘案し総合的に判断する。この場合判断した状況を「特記事項」に記載する。

##### 選択肢の判断基準

能力的にはできていても実際にしていない場合は状況に応じて判断し、状況の説明、判断の理由を特記事項に付記する。ある程度の継続性があると判断される場合を「できる」とする。

##### 「1. できる」

(ア) 一人でできる場合をいう。

(イ) 配下膳の運搬や後片付けなどの意味が理解されていなくても習慣として可能な場合をいう。

##### 「2. 見守り」

(ア) 見守りや簡単な指示が必要な場合をいう。

##### 「3. 一部介助」

(ア) 一連の行為の一部について直接的な援助が部分的に必要となる場合をいう。

##### 「4. 全介助」

(ア) 一連の行為の全てにわたり直接的な援助が必要な場合をいう。

## 13-5 掃除

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

### 項目の定義

掃除に関する一連の行為についてについて評価する。

ここにいう一連の行為とは、掃除用具（掃除機、箒、ちりとり等）の準備、掃除用具の扱い、掃除する部屋の整理、掃除用具の後片付けまでをいう。

### 調査上の留意点

- ① 掃除用具を使って普段自分の使用している部屋などを掃除することを見るものである。
- ② 普段行っていない場合は、日頃の生活状況を家族などから聞き取り、本人の他の家事の状況などを勘案し総合的に判断する。この場合判断した状況を「特記事項」に記載する。
- ③ 清潔さの維持についてみる。

### 選択肢の判断基準

能力的にはできても実際にしていない場合は状況に応じて判断し、状況の説明、判断の理由を特記事項に付記する。ある程度の継続性があると判断される場合を「できる」とする。

#### 「1. できる」

- (ア) 一人でできる場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般についてできており、居住環境も整理整頓されているなどの能力等を勘案した場合、掃除が一通り可能と判断できる場合をいう。
- (ウ) 室内の清潔が維持できている。

#### 「2. 見守り」

- (ア) 見守りや簡単な指示が必要な場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般について比較的できており、居住環境も一部不十分ではあるが相当程度は整理整頓されているなど、見守りや声かけがあれば掃除が一通り可能と判断できる場合をいう。
- (ウ) 許容できる範囲の清潔を維持している。

#### 「3. 一部介助」

- (ア) 一連の行為に対し、直接的な援助が部分的に必要とする場合をいう。
- (イ) 普段の家事全般について比較的できており、居住環境も不十分ではあるが比較的整理整頓されているなど、直接的な援助が部分的に行われれば、掃除が一通り可能と判断できる場合をいう。

(ウ) 許容できる範囲の清潔が援助があればできる。

「4. 全介助」

(ア) 掃除に関する一連の行為の全てにわたり直接的な援助が必要な場合をいう。

(イ) 許容できる範囲の清潔が維持できない。



### 13-6 テレビ、照明などの家庭用器具の使用

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

#### 項目の定義

家庭用器具の使用の一連の活動について評価する。

該当する家庭用器具としては、照明などのスイッチ類、洗濯機、掃除機、調理器（電子レンジ、ガス、レンジ）テレビ、ラジオ、オーディオを指す。

器具の使用の一連の活動とは、器具の場所を知っており、器具の目的を理解した上で使用して食事、掃除、洗濯、娯楽に使用している。

#### 調査上の留意点

- ① 電話やファックスなどの情報関連の機器は対象としない。
- ② 調理・掃除・洗濯・家庭内の娯楽に使用する電化製品を対象としている。
- ③ ドアフォンや電動ドアの操作は対象としている。
- ④ 普段行っていない場合、またはこれらの家庭用器具を使用していない場合は、日頃の生活状況を家族などから聞き取り、本人の他の家事の状況などを勘案し総合的に判断する。この場合判断した状況を「特記事項」に記載する。

#### 選択肢の判断基準

能力的にはできても実際に行っていない場合は状況に応じて判断し、状況の説明、判断の理由を特記事項に付記する。ある程度の継続性があると判断される場合を「できる」とする。

##### 「1. できる」

(ア) 一人でできる場合をいう。

(イ) 普段の家事全般（調理・掃除・洗濯）の能力から勘案した場合、家庭用器具の使用が一通り可能と判断できる場合をいう。

(ウ) 家庭用器具の目的を理解できているか不明だが習慣的に使用できている場合をいう。

##### 「2. 見守り」

(ア) 見守りまたは簡単な指示があれば可能である場合をいう。

##### 「3. 一部介助」

(ア) 一連の行為に直接的な援助が部分的に必要な場合。

(イ) 生活訓練目的で家庭用器具の一部の操作を行っている場合も含む。

##### 「4. 全介助」

(ア) 一連の行為の全てにわたり直接的な援助が必要な場合をいう。

## 13-7 ゴミ捨て

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

### 項目の定義

ゴミ捨てに関連する一連の行為を評価する。

ここにいう一連の行為とは、必要なものとゴミを識別する。ゴミを集める、地域の規則に合わせて分別する、ゴミの収集日を知っている、収集日に持ち出すを指す。

### 調査上の留意点

- ① ゴミの分別については、地域の分別方法を優先するが可燃物、不燃物、ビン、カンの違いが判断できることを指す。
- ② 普段行っていない場合は、日頃の生活状況を家族などから聞き取り、本人の他の家事の状況などを勘案し総合的に判断する。この場合判断した状況を「特記事項」に記載する。

### 選択肢の判断基準

能力的にはできていても実際にしていない場合は状況に応じて判断し、状況の説明、判断の理由を特記事項に付記する。ある程度の継続性があると判断される場合を「できる」とする。

#### 「1. できる」

- (ア) 一人で一連の行為ができる場合をいう。
- (イ) 同居人などと協力してできている場合をいう。
- (ウ) この場合の協力とは、交代で出すなどの役割分担をしている場合をいい、役割分担について「特記事項」に記入する。
- (エ) ゴミの始末について理解できているかは不明だが、習慣的に出来ている場合をいう。

#### 「2. 見守り」

- (ア) 見守りや簡単な指示が必要な場合をいう。

#### 「3. 一部介助」

- (ア) ゴミ捨ての一連の行為に直接的な援助が部分的に必要となる場合をいう。
- (イ) 定期的に直接的な援助をしないと処理しきれない場合をいう。

#### 「4. 全介助」

- (ア) ゴミの始末に関する一連の行為の全てにわたり直接的な援助が必要な場合をいう。
- (イ) ゴミの始末について生活習慣や経験がない場合をいう。

### 13-8 寝具の準備及び片付け

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

#### 項目の定義

起床就寝時における寝具の準備及び片付けに関連する一連の行為を評価する。  
ここでいう一連の行為とは、寝具の出し入れ、布団を敷く、布団をたたむ、シーツをかける、シーツをはずすまでをいう。

#### 調査上の留意点

- ① 寝具の準備と片付けを日課の適切な時間帯に行うことが出来ることを評価する。
- ② ベッドを使用している場合は、シーツの脱着、掛け布団の整頓などを家族等から聴き取って総合的に判断する。この場合判断した状況を「特記事項」に記載する。

#### 選択肢の判断基準

##### 「1. できる」

- (ア) 一人で一連の行為ができる場合をいう。  
(イ) ベッドを使用している場合は、日頃の寝具周りの整頓などが出来ているかなどの能力等から勘案し、寝具の準備及び片付けが一通り可能と判断できる場合をいう。

##### 「2. 見守り」

- (ア) 見守りや簡単な指示によりできる場合をいう。

##### 「3. 一部介助」

- (ア) 布団を敷く場所、たたみ方、押し入れへの収納、布団の扱いなどの一連の行為に直接的な援助が部分的に必要となる場合をいう。

##### 「4. 全介助」

- (ア) 一人では、一連の行為ができず、一連の行為を通じて直接的な援助が必要な場合をいう。

### 13-9 日常的なお金の管理

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

#### 項目の定義

自分の所持金（預金通帳や小銭）の支出入の把握、管理、出し入れする金額の計算を自分でやっているかどうかを評価する項目である。

#### 調査上の留意点

現在の状況で介助をうけているかどうかに基づいて判断する。基本的に施設や家族などが管理を行っている場合は、調査対象者の身の回りの物品の管理状況、計算能力に基づいて総合的に判断しその旨を「特記事項」に記載する。

実際に自分で金銭の出し入れをしているかは問わない。

#### 選択肢の判断基準

能力的にはできていても実際に行っていない場合は状況に応じて判断し、状況の説明、判断の理由を特記事項に付記する。ある程度の継続性があると判断される場合を「できる」とする。

##### 「1. できる」

（ア）自分の所持金（預金通帳や小銭）の支出入の把握、管理を自分でやっている。出し入れする金額の計算を介助なしに自分でやっている場合をいう。

##### 「2. 見守り」

（ア）ときどき所持金の出し入れが間違いなく行われているのか、家族・介護者などによる見守りや簡単な指示が必要な場合をいう。

##### 「3. 一部介助」

（ア）「自分がいくら使ったかわからない」、「ときどき使った金額を忘れる」、「計算間違いをする」などの理由により、金銭の管理に対し直接的な援助が部分的に行われている、あるいは、小遣い銭として少額のみしか自己管理できない場合をいう。

##### 「4. 全介助」

（ア）金銭の管理の全てに対し、直接的な援助が必要とされる場合をいう。

## 13-10 薬の管理

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

### 項目の定義

薬の内服にかかわる一連の行為について、自分でやっているかを評価する項目である。

インスリン注射、塗り薬の塗布など内服以外のものは含まれない。

### 調査上の留意点

一連の行為とは、薬の飲む時間や飲む量を理解する、薬や水を手元に用意する、薬を「口にいれる、飲み込む」という行為をいう。

これらの行為は、現在の状況でその行為について介助を受けているか否かに基づいて判断する。投薬を受けていても飲むことを忘れる、飲むことをさける場合には、その対応に基づいて判断する。投薬を受けていない場合は、調査対象者の能力を総合的に勘案して判断する。

能力を勘案した場合は、判断の理由を「特記事項」に記載する。

### 選択肢の判断基準

能力的にはできても実際に行っていない場合は状況に応じて判断し、状況の説明、判断の理由を特記事項に付記する。ある程度の継続性があると判断される場合を「できる」とする。

#### 「1. できる」

(ア) 薬の飲む時間や飲む量を理解し、介助なしに自分で内服薬を服用している場合をいう。

#### 「2. 見守り」

(ア) なんらかの理由で薬を飲む時間や飲む量、飲むときに見守りや簡単な指示が必要な場合をいう。

#### 「3. 一部介助」

(ア) 飲む薬や水を手元に用意する、オブラートに包む、介護者が分包するなど、直接的な援助が部分的に行われている場合をいう。あらかじめ薬局で分包されている場合は、含まない。

#### 「4. 全介助」

(ア) なんらかの理由で飲む時間を忘れていたり、飲む量がわからない場合や、寝たきりや手指の麻痺・障害などにより自分では飲めないために、薬の内服にかかわる行為すべてに直接的な援助が行われている場合をいう。

## 13-11 情報機器の使用

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

### 項目の定義

電話、携帯電話、ファックス、パソコン（インターネット）などの情報機器全般の使用にかかわる一連の行為を行っているかどうかを評価する項目である。

### 調査上の留意点

情報機器であれば種類は問わない。

機器を使用して意思伝達の一連の行為を指す。

機器を使用するために文字を大きくしたり補助具・自助具を使用したりしてもかまわない。

### 選択肢の判断基準

能力的にはできても実際にしていない場合は状況に応じて判断し、状況の説明、判断の理由を特記事項に付記する。ある程度の継続性があると判断される場合を「できる」とする。

#### 「1. できる」

（ア）一連の行為を自分で行っている場合をいう。

#### 「2. 見守り」

（ア）見守りや簡単な指示が必要な場合をいう。

#### 「3. 一部介助」

（ア）情報機器を使用するとき、機器の操作や準備に直接的な援助が部分的に必要な場合をいう。

（イ）準備や操作の直接的な援助を必要としないが、機器のメンテナンスなどの援助が必要である場合を含む。

#### 「4. 全介助」

（ア）情報機器を使うことが全くできない場合をいう。

## 13-12 身の回りの整理整頓

1. できる	2. 見守り	3. 一部介助	4. 全介助
--------	--------	---------	--------

### 項目の定義

衣服や私物の整理整頓に関連する一連の行為を評価する。

ここにいう一連の行為とは、衣服を種類毎に収納し必要に応じて着用できるような管理、自分の趣味などに関連する私物の整理と収納管理、不要物の処分までをいう。

### 調査上の留意点

- ① 衣服や私物の身の回り品の整理とともに、居室内にある物の整理、寝具の整理も含まれる。
- ② 不要物は、本人の意向を踏まえ不要かどうかの判断を行い、家族や関係者などから聞き取って居住空間の状況などを観察の上、総合的に判断する。この場合判断した状況を「特記事項」に記載する。

### 選択肢の判断基準

能力的にはできていても実際にしていない場合は状況に応じて判断し、状況の説明、判断の理由を特記事項に付記する。ある程度の継続性があると判断される場合を「できる」とする。

#### 「1. できる」

(ア) 一人でできる場合をいう。

(イ) 普段の家事全般についてできており、居住環境も整理整頓されているなどの能力を勘案した場合、身の回りの整理整頓が一通り可能と判断できる場合をいう。

(ウ) 室内の清潔が維持できている。

#### 「2. 見守り」

(ア) 見守りや簡単な指示が必要な場合をいう。

(イ) 許容できる範囲の清潔を維持している。

#### 「3. 一部介助」

(ア) 一連の行為に直接的な援助が部分的に必要とする場合をいう。

(イ) 許容できる範囲の清潔が援助があればできる。

#### 「4. 全介助」

(ア) 一連の行為の全てにわたり直接的な援助が必要な場合をいう。

#### 14 知的な機能や精神的な状態

※ 一部に「問7 行動について」と似通った内容があります。お手数ですが再度ご記入下さい。

1. 物事を選択や意思決定をできないことが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
2. 安全の判断ができないことが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
3. 損得の判断ができないことが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
4. 自分の役割や仕事を理解できず、誤解をもとに行動することが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
5. 表情が沈んでいたり、必要以上に自分を低く評価したり、将来に対して悲観的なことを言うことが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
6. 自殺をほのめかす言葉やそぶりが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
7. 体は悪くないのに昼間から寝ていたり閉じこもっていることが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
8. 話や行動につながりがなく唐突に見えることが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
9. 人の都合を考えないで自分勝手に行動することが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
10. 音や触覚などの感覚刺激に過敏に反応することが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
11. 新しい環境や見通しのつかない状況で情緒不安定になることが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
12. いつもの決まった手順どおりに物事を進めようとし、他者が手順を変えることができないことが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
13. 具体的に言われるとできるが、曖昧に言われるとできないことが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
14. 比喩(たとえ話)を理解できないことが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
15. 一度はじめたことをやめられず、気持ちの切り替えができないことが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある



16. 同時に二つのことをできない、ということが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
17. 他人の要求を断れず、人の言いなりになるこ とが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
18. 性的な行動上の問題が	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
19. 一人になることを嫌がることが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
20. 何か気になることがあるといつまでもひどく 心配することが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
21. 戸締りをしない、忘れることが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
22. まわりの人に知らせず、一人で勝手に外出す ることが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
23. 知覚鈍磨（痛みを認識しない）が	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
24. 周囲の気を引くためにトラブルを起こすこと が	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
25. 意味もなく独り言や独り笑いをすることが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある
26. 集団への参加ができないことが	1. ない	2. まれ にある	3. ときど きある	4. よく ある

#### 項目の定義

日常生活において行動上の障害があるかどうか又、ある場合にはその頻度を評価する。

##### 1. 物事を選択や意思決定をできないことが

日常の選択や決定場面で、必要な判断ができるかどうかを評価する項目である。

【内容】物事とは、身の回りのことや作業など、日常生活を送る上で必要な事柄のことである。たとえば、就労や引越し、財産の処分などの重要事は含まない。

【選択や決定】選択とは幾つかの案（選択肢）から選ぶことである。決定とは、どうするかを決めることである。

【必要な判断】意思を明らかにすることを求められている場面で、おおむね合理的で適切な判断をなすかどうかである。

2. 安全の判断ができないことが

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害のため、自己の身の安全について判断ができないことを言う。

例：左右を確認せず車道に飛び出す、高いところに登る、動いている機械の内部に手を入れる、刃物や火で遊ぶ、毒劇物に触れたり口に入れるなど。常同的・習慣的な「異食」は含まない。

3. 損得の判断ができないことが

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害のため、自分に利益をもたらすか不利益をもたらすかの判断ができないことを言う。

例：報酬に相応しない作業や仕事を引き受ける、大事な物を価値のない物と交換するなど

4. 自分の役割や仕事を理解できず、誤解をもとに行動することが

知的障害、精神障害や自閉症等の行動障害において、作業場面等で自身に与えられた役割や仕事について、説明を十分に理解できず、他者に確認しないまま自分の誤った理解に基づいて行動することをいう。

5. 表情が沈んでいたり、必要以上に自分を低く評価したり、将来に対して悲観的なことを言うことが

気分が落ち込んで、ひどく悲観的であったり、考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合をいう。

6. 自殺をほのめかず言葉やそぶりが

周囲に「死にたい」と漏らしたり、言葉を実行に移そうとする行動があり、危険防止のため誰かがそばについていなければいけない場合をいう。一日中横になっていたり自室に閉じこもって何もしないでいる状態を伴うとは限らない

7. 体は悪くないのに昼間から寝ていたり閉じこもっていることが

行動を計画したり実行したりする意欲が乏しいため、自発的な行動が見られない場合をいう。

8. 話や行動につながりがなく唐突に見えることが

話や行動が状況に合わず唐突で、話の展開が急に変わるなど、周りからみて文脈がつかめない場合をいう。

9. 人の都合を考えないで自分勝手に行動することが

自分が心配なことがあると、相手に急ぎの用があっても質問し続けることや、用事を頼まれていても自分がやりたいことがあるとどこかに行ってしまうことなど、他人の都合を考えないで自分勝手に行動することがある場合をいう。

10. 音や触覚などの感覚刺激に過敏に反応することが

音、触覚、光などの感覚に対して過敏であるために、日常生活を送る上で支障があるかどうかを評価する項目である。感覚には、嗅覚、視覚、味覚、平衡感覚なども含まれる。

【感覚】強弱を問わず、直接的に接する感覚のことである。過去の体験から、「痛い」「熱い」などのことばに過敏に反応し、何かを拒絶する場合は含まない。

【支障】

- ・たとえばサイレンなどの警告音や、点滅する光などに対して強い反応を起こし、安全確保や情緒を安定させるなどのために何らかの支援が必要な場合をいう。
- ・通常の歩行には問題はないが、平衡感覚の問題などもあるため、高低差のある階段などでなめらかな歩行ができず、何らかの支援が必要な場合を含む。
- ・必要な栄養が確保できないほどの嗅覚や味覚などへの過敏性は、これを含む。ただし、本人がその感覚が嫌いで拒絶する事柄が、日常生活を送る上での支障にあたらぬ程度の場合は除く。

1 1. 新しい環境や見通しのつかない状況で情緒不安定になることが説明などを受けても、環境の変化や状況の予測ができないために、情緒的に不安定になるかどうかを評価する項目である。

【新しい環境】引越しや旅行、または職場内の異動などで起こる、本人にとって新規な環境のことである。

【見通しのつかない状況】たとえば食事の後に入浴するなど、日常生活には必然的に場面の变化がある。その変化に対し、説明や指示を受けても本人が見通しを持たず、従えない場合も含む。

【情緒不安定とその程度】泣く、騒ぐなど情緒が不安定となり、安全確保や情緒を安定させるなどのために何らかの支援が必要な場合をいう。

1 2. いつもの決まった手順どおりに物事を進めようとし、他者が手順を変えることができないことが

日常的な行為や作業を同じ順番、同じ手はずでないと進められない。他の人がそれを変更させようとする、本人は不安や混乱を生じたり、不快感を表したり、抵抗を示したりする。

例：ある場所へ向かうときはいつも同じ道順で行く。ある日その道が工事では通れなくなっていると、通れないことに困惑したり混乱したりする。違うルートを探すとといった発想ができない。

1 3. 具体的に言われるとできるが、曖昧に言われるとできないことが作業時等において明確な行動や範囲が示されていない指示や情報を受けると、自分ではその具体的な行動や範囲を判断できず、何もできなくなる。

例：「5センチに切ってください」と言われるとできるが、「ちょうどいい大きさに切ってください」と言われると作業ができない。

例：「12時になったら休んでください」と言われると休めるが、「適当に

休んでください」と言われると休めない。

14. 比ゆ（たとえ話）を理解できないことが

他者が使用した比ゆ（比喩：たとえ）を理解できず、文字通り受け取ってしまう。文章に書かれた比ゆの理解も含む。「まるで〇〇のような」という直喩（明喩）と「きみは石頭だ」という隠喩（暗喩）のどちらか一方でも正しく理解できない場合をいう。

15. 一度はじめたことをやめられず、気持ちの切り替えがきかないことが

自分が興味を持っている行為、テレビを見るなど日常生活上の行為を含め、一度始めると他者から制止されても止められないか、制止しようとするると激しい抵抗に遭い制止がきわめて困難な場合をいう。

16. 同時に二つのことをできない、ということが

音楽や他者の話を聴きながらの作業やテレビを見ながらの食事、文章の誤りを数えながら文章の内容を把握するなど。一方をするときもう一方がまったくできなくなるか、できても誤りが多くなったり、作業効率が低下したりする。

17. 他人の要求を断れず、人の言いなりになることが

新聞の勧誘や宗教団体、悪徳商法、友人・知人・家族等からの不当な要求（お金を貸して欲しいなど）に対して拒否することができず、それが原因でトラブルとなったり、不利益を被ることがある場合をいう。

18. 性的な行動上の問題が

人がいるところで裸になるなど、周囲に迷惑となるような性的な問題行動がある場合をいう。

19. 1人になることを嫌がるのが

1人で落ち着いて過ごすことができず、家族や介護者に傍にるように要求する場合をいう。

20. 何か気になることがあるといつまでもひどく心配することが

心配事があるとそれが尾を引いて他のことができず、日常生活に支障をきたす場合をいう。

21. 戸締まりをしない、忘れることが

自宅（あるいは自室）の窓や扉の鍵をかけることをしない、または忘れる場合をいう。

22. まわりの人に知らせず、一人で勝手に外出することが

家から誰にも告げず一人でいなくなることをいう。また一定の場所で集団活動などを行っているときにその場を離れ、興味関心のある場所で勝手に遊ぶ場合なども含む。

23. 知覚鈍磨（痛みを認識しない）が

随意的な筋力や運動機能が低下している場合や重度の知的障害があることが原因で痛みを認識できない場合をいう。暖房カーペットなどで低温やけどをす